

農地改良に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、「農地改良の取扱い指針について」(平成6年3月29日付け6東農第44号愛知県東三河事務所長通知)及び「農地改良の取扱いの一部改正について」(平成8年11月18日付け8東農号外愛知県東三河事務所長通知)に基づき農地の改良に関し、必要な指導を行うことにより、農地法に違反する転用行為を未然に防止し、優良農地の確保及び農業生産、農業経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 農地改良とは、農地を改良し、もって農業生産性を向上させることを目的として行われるもので、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、下記要件に該当しないものは、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく所要の手続きを行うものとする。

- (1) 農地所有者又は耕作者の意志により行うもの(請負による場合を含む。)であること。
- (2) 耕作に適する土(廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和45年法律第137号〕第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)を用いて埋立て盛土する行為、又は土壌を掘削(原則として60cm以内)として、環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等(肥料取締法という特殊肥料、地力増進法による土壌改良資材等)を投入する行為であること。ただし、掘削、盛土、堆肥等の投入の行為であっても農業用機械による日常の農地の耕作に関する行為は、届出の対象としない。
- (3) 当該地及び隣地の耕作に支障のない時期(作付けしている主作物の収穫後から作付けの間)に短期間(3ヶ月以内)で行うものであること。なお、この期間により難しい場合には、事前に農業委員会と協議するものとする。

(届出)

第3条 農地改良を行おうとする者は、原則事業実施前に農地改良届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

- (1) 小作人が行う場合は、土地所有者の同意書
- (2) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、土地改良区の確認済証。(又は、確認した旨の土地改良区に記名してもらう)
- (3) 届出地を担当する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の確認済証。(又は、確認した旨の推進委員に記名してもらう)
- (4) 埋立及び盛土の種類、掘削深度、造成方法及び排水(配水)方法等を詳細に記載した施工計画図(断面図を含む)
- (5) 改良する農地及びその周辺の分かる地図(位置図)
- (6) 耕作に適する土等の搬入、搬出の経路の分かる地図(位置図に記入してもよい)
- (7) 特に堆肥等を投入する場合には、環境汚染及び作物の生育への支障の有無について県東三河農林水産事務所農業改良普及課の確認済証(又は、確認した旨の県東三河農林水産事務所農業改良普及課に記名してもらう)
- (8) 廃棄物で埋立て等をしない旨の誓約書
- (9) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可証の写し(許可が必要な場合)

(10) 営農詳細計画書

- 2 農業委員会は、届出書を受理したときは農地改良受理通知書(様式第2号)及び注意事項を明記した文書を届出者に送付するとともに同通知書及び届出書写を届出地を担当する推進委員に送付するものとする。
- 3 農業委員会は、農地改良工事の適正な施行管理の徹底について届出者(農地所有者又は耕作者)に事前に助言指導するものとする。また、必要に応じて現地調査などにより、施行状況の監視指導に努めるものとする。

(事業の完了及び確認)

第4条 届出者は、事業完了後直ちに農地改良完了届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

(1) 届出書提出時に確認した推進委員の確認済証(又は、確認した旨の推進委員の記名)

(2) 完了写真2枚(別方向から全景を撮ったもの)

(定めのない事項)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成9年3月31日決裁)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年1月29日決裁)

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定に基づいて作成されている様式第1号は、改正後の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この要領の施行の際、改正前の規定に基づき農地改良届出書を受理されたものは、改正後の規定に基づき届け出たものとみなす。

附 則(平成11年3月31日決裁)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月22日決裁)

この要領は、平成13年5月22日から施行する。

附 則(平成14年3月29日決裁)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日決裁)

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定に基づいて作成されている様式第1号は、改正後の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この要領の施行の際、改正前の規定に基づき農地改良届出書を受理されたものは、改正後の規定に基づき届け出たものとみなす。
- 4 汚泥発酵肥料(堆肥)を使用して行う「農地改良」に係る投入量の指針について(平成14年3月20日豊橋市農業委員会農地部会決定)は廃止する。

附 則(平成29年7月20日決裁)

- 1 この要領は、平成29年7月20日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の規定に基づいて作成されている様式第1号は、改正後の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この要領の施行の際、改正前の規定に基づき農地改良届出書を受理されたものは、改正後の規定に基づき届け出たものとみなす。

附 則(令和2年12月24日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の農地改良に関する取扱い要領の規定により作成されている別記様式第1号及び様式第3号は、改正後の農地改良に関する取扱い要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和7年6月27日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の農地改良に関する取扱い要領の規定により作成されている別記様式第1号は、改正後の農地改良に関する取扱い要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和7年8月25日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の農地改良に関する取扱い要領の規定により作成されている別記様式第1号及び様式第3号は、改正後の農地改良に関する取扱い要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。